

9月定例教育委員会議録

平成22年9月7日(火) 10:00~

委員長 ただいまから平成22年9月定例教育委員会を開催します。よろしく申し上げます。教育総務課長から日程説明をお願いします。

1 日程説明 教育総務課長

教育総務課長 はい。お手元の日程表をご覧くださいと思います。まず初めに、教育長から一般報告がございます。議事といたしまして5点、委員長の選出、それから、委員長職務代行者の指定。議案といたしまして、議案第1号平成21年度教育行政の点検及び評価について他、2件。報告事項といたしまして、報告事項ア、市町村立学校教職員人事について他、14件。5番目に協議事項といたしまして、協議事項1、平成22年度鳥取県教育委員会表彰について、以上でございます。

委員長 ありがとうございます。では、教育長から一般報告をお願いいたします。

2 一般報告 教育長

教育長 はい。前回、8月19日の教育委員会以降の動きについてご報告をいたします。まず、8月20日、全国中学校体育大会陸上競技の開会式に出席しまして選手を激励しました。いわゆる、全中という大会でありまして、全国から選手が1,742名参加をいたしました。そして、県内の中学生150名で参加をしました。会場はとりぎん文化会館でしたけれども、試合が行われます布勢の陸上競技場は非常に記録が出やすい場所だから頑張ってくれという、ジャマイカの選手が合宿した場所だったりですね、1日に1人が2回も記録を出しましたというような話をしまして激励いたしました。8月21日には、鳥取県で集中的に開催されました国体中国ブロック大会の予選を激励いたしました。軟式野球、少年男子ソフト、少年女子バレーを中心に応援いたしましたけれども、いずれも残念な結果に終わってしまいました。特に、軟式野球は最後のチームだったんですけれども、1回勝てば、この決勝戦に出れるんですけども、それが勝てなくて、もう1回敗者復活も、もう1回勝てば、これ、出れたんですけれども、それとともに敗れたということです。少年男子ソフトも期待されておられたんですけれども、残念な結果に終わりました。

ただ、私、感じたのは、一生懸命応援されている皆さんもいらっしゃるのを見まして、スポーツってというのは、県民を元気にさせる大きな1つの媒介になっているなということを感じています。そういう意味でも、スポーツ振興はいるなというふうに感じたところです。8月27日には、市町村教育委員会委員研修会を行いました。全ての市町村から、85人の委員さんが受講されました。講師は、琴浦町出身で現在文部科学省の初等中等教育局で教育制度改革室の室長をされています小谷和浩さん、この方に教育行政の今後の方向性についてという形でお話をいただきました。また、委員さんには5つのテーマを設けて、分科会に入ってくださいまして、子どもの学力向上、体力向上及びスポーツ活動の在り方、公民館活動の活性化、特別支援教育の現状と課題、教育委員会の活性化というテーマに基づいて議論をいただきました。こういうことも、今後の皆さんの意見を聞きながら、予算要求に反映させていきたいというふうに言いましたので、かなり具体的な意見が出てきたと思います。

8月31日には、千葉国体の水泳競技の激励会に参加をいたしました。会期前実施の競技は、競泳と飛び込みと水球がありました。特に水球は、少年男子、鳥取中央育英高校が強いんですけども、

昨年は新型インフルエンザで残念な結果に終わりました。出られませんでしたし、特に、インターハイでもベスト8というところに、本当はもっと上位にいきかけたんでしょけどね。そういう悔しさをバネにして頑張ってくださいというふうに激励しました。9月1日には、私、それから参事監と福井県の教育委員会を訪問いたしまして、教育長さん初め、多くの関係の方々との意見交換をしました。福井県は、全国学力学習状況調査、これ、中学校で1番でしたし、小学校は2番ですかね。それから、体力テストが全国で1番、そういう面で意見を聞いたわけですけども、やっぱり小学校の頃の少人数指導体制というのは、ずいぶん熱心だなというところでもございました。1、2年生は、40人学級がこの基準になりますけども、31人以上になりますと、教員に加え非常勤講師がついて、さらに、もう1人ボランティアでこの支援をやって、3人体制でやっているということですね。そのボランティアも全県で5,000人の募集をしております、それがまかなわれているというところでありまして、随分と学ぶところが多くありました。このことは、また、午後の予算の勉強会の時にもお知らせをすることにしております。その教育委員会の訪問した後は藤島高校というところに行って、いろいろと進路指導なんかについてご意見もお伺いしました。

それから、昨日でありますけども、福祉保健部との意見交換会というのを行いました。何年か前までやっておりましたけれども、ここ最近はやっておりますでしたが、いろいろと予算要求に向けて話をしていこうということで、今回は福祉系の充実などを含めて、今後の高等学校の在り方、あるいは幼保一連化を睨んだ幼稚園教諭、保育士の研修の在り方等について意見交換をしました。とても良い会でしたので、また、予算編成の前にやりましょうという話になりました。話をしている中で、やっていることがだぶる部分がありましたので、県民の視点、目線に立って二重行政にならないように、調整することが大事だというふうに感じたところであります。以上でございます。

委員長 ありがとうございます。では、議題に入ります。本日の署名委員は、岩田委員さんと中島委員にお願いします。

委員長 まず最初の議題ですが、私の委員長としての任期が10月28日をもって満了となります。後任の委員長についてお諮りしたいと思います。なお、委員長の選出、それから委員長職務代行者の指定について、人事に関する案件ですので、非公開で行うこととしたいと思います。如何でしょうか。

委員長 それでは、非公開で行うこととします。では、委員長の選出等行う間、事務局は席を外してください。なお、秘書担当として教育総務課長と人事担当副主幹はその場に残っていただきます。

[非公開] 委員長の選出

委員長 はい。それでは結果を報告します。委員長に私、上山が、それから委員長職務代行者に岩田委員さんが決定しました。委員長の任期は、平成22年10月29日～平成23年10月28日までです。ということで、挨拶ということですので、一言ちょっと。すいません。引き続きまた1年ということで、委員長の職を拝命いたしました。私の任期が今年の12月22日までということですので、それ以後については、クエスチョンマークということですが、頑張ってお委員長の職を邁進していきたいと思っております。どうぞご協力よろしくお願ひいたします。

委員長代行者 引き続き、職務代行ということでやらせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

委員長 それでは、議案第1号について説明をお願いします。

3 議事

〔公開〕

議案第 1 号 平成 2 1 年度教育行政の点検及び評価について
教育総務課教育企画室長 説明

教育総務課教育企画室長 はい。議案第 1 号平成 2 1 年度教育行政の点検及び評価につきまして、別添の通り、まとめましたので議案として提出させていただきます。これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 2 7 条に基づきますものでして、趣旨としては、効果的な教育行政の推進に資するとともに県民の皆様への説明責任を果たすものでございます。併せて、本県におきましては、昨年度策定しました教育振興基本計画の実現、推進に向けた流れの一般的な中で、知事部局関係の関係課の時にも併せて、点検・評価をするものでございます。冊子と概要版を作っておりますが、最初、案の方がございますので、構成としましては、おはぐりいただきますとページが書いてあります。構成としましては、1 枚はぐっていただきまして 1 ページ目、ここは教育委員会の活動状況と自己評価結果を載せております。3 ページ目からは、振興基本計画の施策の方向性ごとの別にまとめておりますが、最初に、3 ページ、4 ページから 6 ページ、7 ページまでが一覧表に載せておりますけども、8 ページの方からお願いいたします。

例示ですが、これ以降は、施策の方向性ごとに目ざすところに向かったというふうに、自己評価、関係者評価、数値目標の到達度ということに分けて評価させてもらっています。あわせて 2 1 年度の成果と課題、それから 2 2 年度の対応方針、それから関係者評価の時にとりました意見に対する対応状況、それから数値目標等、それと個々施策の方向性ごとにまとめたものでございます。それから 6 6 ページに飛びますけども、ここからは、この教育委員会の方で制定しました条例、規則の制定改廃状況、6 7 ページからは、教育委員会が持っております附属機関の開催状況、それから、この内容。6 9 ページからは、県の 1 年間の主な取り組みを行政記録としてまとめたもの。7 4 ページからは、刊行物一覧というものを付けております。という構成になっております。

1 つ説明は概要の方でさせていただきたいと思っております。概要の方をお願いいたします。1 ページ目には、趣旨と、点検・評価の実施方法を教育委員会の活動に対する自己評価と、2 1 年度の取り組みについての点検・評価というふうに分けております。それぞれ 4 段階で評価しております。特に自己評価につきましては、各所属の自己評価。関係者評価につきましては、市町村教育委員会、学校長、PTA 団体のアンケート結果を基に効果があったというものが 7 5 % 以上、その率によって 4 段階に分けております。なお、このアンケートをする際に取ったのが 5 段階で評価したので、特に、分からないというのが非常に多いというのが、ちょっと評価に影響したかなと思っております。今年度はとり方を考えたいと思っております。それでは、2 ページ目をお願いいたします。教育委員会の自己評価結果は、上にあるとおり、概ね、行うことが出来た、または十分行うことが出来たという評価になっております。

それから (2) ですが、教育行政の点検・評価の自己評価結果と関係者評価結果の相関を載せております。特に、自己評価でも D 評価だったものが 3 件ありました。これについては、関係者評価でも同じく D 評価でした。内容としましては、教員の精神疾患、それから、スポーツ関係で少年期のスポーツ活動、それから、競技力向上というところが D 評価になってございます。あと、自己評価と関係者評価で、関係者評価は低いものというのは、やはり何らかの県側の思いと、それから受ける側の思いで、何か違うところがあるのかなということ、ここは、気をつけて進めていかないといけない部分ですし、あと、関係者評価で D 評価だったもの、例えば、自己評価 B だったのが、関係者評価で D だったものが 1 件あります。それは、公立小中学校の在り方というところ。ただ、ここは、分らな

いという評価がほとんどの部分が占めましたので、効果があったかなかったかという部分ではどうかというところがございます。

それから、自己評価でC評価だったのが関係者評価Dだったもの、というのは3件ありまして、これは、高校の在り方、それから、教員の過重負担、それから、愛着のある人材育成、または、主体的な人材育成というところがここに当たるところでございます。個別には、3ページ目から一覧表の部分だけを抜き出して作っておりますので見ていただいたらと思います。ただ、この中でも6項目に分けて書いておりますが、自己評価と関係者評価で関係者評価が低かったものというものが、子どもたちの生涯にわたって、自ら学び、社会全体で子ども達を育む体制作りというのが大体58%ぐらいがそうだったと。それから、4ページ目の下、学校教育を支える教育環境の充実というのも58%程度ありましたし、6ページ目にあります、教育振興基本計画推進に向けた体制づくりは約半分がちょっと評価が違っていたという状況でありました。

なお、また2ページの下の方に戻っていただきまして、自己評価、それから関係者評価共にAランクだったものは、読書活動の推進。それから、自己評価Aで関係者評価Bだったものが学校図書館の整備の推進というところでございます。後はご覧いただくと、7ページ目からは数値目標に対する振興活動を付けております。真ん中にある到達度ってところが矢印の向きが上向きなのが前年度よりも上がったもの、それから真上にあるものが到達したものというところがございます。こういう評価結果でございます、今後はまたこの取り組みは今年度には活かしてあるんですけども、今年度の評価については、中間評価が今度また始まってまいります。中間評価を実施する中で、また課題対応方針を検討して次年度の予算要求に繋げていきたいと。その際、関係者のアンケート、意見交換を進めていきたいと考えております。簡単ですけど、以上です。よろしくお願いいたします。

委員長 はい。ありがとうございます。この件につきまして何かご質問等ございますか。

委員 はい。

委員長 はい。

委員 先程お話しの中に入っていましたので確認でございますけど、この結果の状況は、今年度にもう既に生かしてあるということですか。

教育総務課教育企画室長 昨年、中間評価をした時に、この成果と課題、対応方針を作ってもらいまして、それを踏まえた上で予算要求をしたものがございまして。あと、アンケートとしたものと審議会に意見を聞いたのと、教育委員会でいろいろ意見を伺ったのをあわせて修正したという流れでございました。

委員 はい、分かりました。

委員長 他にはございませんか。

委員 関係者評価って先ほど教えてもらったけども、5段階でどういう選択肢があったんですか。

教育総務課教育企画室長 例えば、本書の9ページをお開きいただきますと、アンケート結果のちょっと上の方に5つのグラフが載っておりますけども、その評価で大変効果があった、ある程度効果があった、というのと、どちらとも言えないっていうのがありまして、あと効果がなかった、全く効果がなかった、という評価で出したものです。それで、ただ評価するときには効果があった、までが全体に占める割合がどれくらいかで示したもので、どちらとも言えないが多い場合が結構ありましたので、これはうちの説明不足のところもあるでしょうし、否定的な意見であったのかもしれないんですけども、そのあたりは来年ははっきりして出した方がより近づくのかなと思っております。

委員 この5つの選択肢を全部を100%として75%以上、50%以上というような形にされたんですね。

教育総務課教育企画室長 はい。

委員長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

委員 個別の話になっちゃうんですけど、文化芸術の振興というところの5ページの4の文化芸術の振興と文化財の保存・活用というところがありますけど、特に1番の文化・芸術活動の一層の振興で、文化・芸術振興による地域の「創造性」の向上というのが、自己評価、関係者評価ともにBですが、これは10ページを拝見すると数値目標との関係の中でBっていうニュアンスなんでしょうか。数字が確かに上がってはいるんですよ。

教育総務課教育企画室長 あと、52ページのアンケート結果の棒グラフがありますけども、そこが50以上70、ある程度効果があったまでの、100%に占める割合が50以上75までだったのですから、一応そこもB評価という形にしております。

ちょっとここはまだ教育委員会にしか聞いてないということがありまして、関係団体にはちょっとまだ広がる可能性もあるのかなということは考えられると思います。

委員 目標の設定というのは地域の創造性の向上っていうのは、これ今、日本全体として取り組むべき非常に重要な課題で、目標設定としては素晴らしいと思うんですけど、現状としてこれがどちらかという肯定的に進捗してるという評価を下すのはトータルには、印象としてはちょっとまだまだ目標の設定とかも含めて、ちょっとBだというのは甘い評価になってしまうのではないかという印象を、私個人としては受けます。

委員長 これはもうできてしまっているという格好ですよ。案でしょうか。まだもう少し修正の余地はあるんですね、今のご意見等は。

教育総務課教育企画室長 入れることはできます。ちょっとこの評価自体、自己評価を文化政策課というところを中心にしてもらったというようなことがありまして、今のようなご意見、市町村の意見を下にも書いておりますので、こういう形で今後こういうことに気を付けていくべきだというご意見は追加可能です。

委員長 いかがでしょうか。何か他にありますか。

委員 教職員の精神疾患が気になりますね。これを踏まえてどう今後対応していくかという話がありますね。

委員 先ほどもちょっと確認させてもらったんですけども、こういうことに関しての取り組みというのは、もう今年度動いているということでございますよね。

教育総務課教育企画室長 はい。アクションプランに絡んで。

委員 はい。今日の資料の中にも何か各会場、夏休みになさったっていうのが入ってありましたですね。

委員 これも、今まで折に触れて説明をいただいていたんで。

委員長 よろしいでしょうか。

委員 はい。

委員長 はい。では原案どおりとさせていただきます。今の委員さんなんかの意見は、反映できるのであれば入れていただけたらとは思いますが、検討願います。

教育総務課教育企画室長 反映した案を。今日の委員会で。

委員長 入れていただいたらいいと思いますので。

教育総務課教育企画室長 はい。

次長 議案なので、この後、ちょっと修正を考えてこの委員会内でもう1回決めるのが良いじゃないかと思えますけども。

委員長 そうですね。はい、ありがとうございます。

教育総務課教育企画室長 今日中ですね。

委員長 今日で何とかかなりですか。

教育総務課教育企画室長 はい。

委員長 はい。お願いします。それでは議案の第2号から報告事項のイまでですが、これは人事に関する案件ですので、これらの議事については非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員 はい。

委員長 それではそのように取り扱うこととします。それでは議案第2号について、説明をお願いします。

〔非公開〕

議案第2号 鳥取県教育審議会委員の任命について

議案第3号 鳥取県文化財保護審議会専門委員の任命について

報告事項ア 市町村（学校組合）立学校教職員人事について

報告事項イ 県立高等学校教職員人事について

以上で非公開の案件は終了いたしましたので、これより公開としたいと思います。報告事項のウについて説明をお願いします。

〔公開〕

報告事項ウ 全国大会等で活躍した児童・生徒に対する教育長表彰について

教育総務課教育企画室長 説明

教育総務課教育企画室長 報告事項のウ、全国大会等で活躍した児童・生徒に対する教育長表彰につきまして別紙の通り報告させていただきます。おはぐりいただきますと、今回、高校生10名でございました。一番上は米子工業高校の松田伸さんで、第5回の若年者ものづくり競技大会、これは中央職業能力開発協会が主催ですが、その電気工事の部で全国優勝ということで、これは同大会での優勝というのは初めてということでもあります。これは電気工事の分野18人が出場しまして、住宅を想定した電気配線を2時間30分で作り上げるところで、最高賞の第1位を厚生労働大臣賞を贈られました。それから、同じく米子工業の池口開さん、これは先般行われました沖縄県で開催されましたインターハイでボートのシングルスカル第2位でございました。

それから、県立の米子南高校の家庭クラブ、これは各ブロックから7団体が推薦参加されまして、特に米子南高校の家庭科クラブは白ネギパワーで米子を元気にする題目で、県西部の特産品の白ネギの消費拡大を図る研究を発表されて、文部大臣表彰1位ということで贈られたものであります。以上でございます。

委員長 はい。先月でしたかね、白ネギの歌を聞かせていただいたのは。

教育長 そうですね。松田君と米子南については先月の教育委員会でこういう表彰を受けましたっという事は申し上げました。

委員長 それでは、報告事項エについて説明をお願いします。

〔公開〕

報告事項エ 平成23年度鳥取県立特別支援学校寄宿舎指導員採用候補者選考試験実施要領について

特別支援教育課長補佐 説明

特別支援教育課長補佐 はい。報告事項工、平成23年度鳥取県立特別支援学校寄宿舎指導員採用候補者選考試験実施要領について別紙のとおり報告させていただきます。別表をご覧いただきたいと思います。前回の委員会で事務局連絡事項として説明した内容と基本的には同じでございます。採用予定者数は5名でございます。受験資格はここに挙げております1番から5番のいずれにも該当する者としております。出願期間でございますが、既に始まっておりますが、8月30日から9月22日までということでございます。選考試験でございますが、10月11日に教育センターにおきまして、ここに挙げておりますような内容で実施をさせていただくようにしております。以上でございます。

委員長 ありがとうございます。意見等はございますでしょうか。ご質問があったらお願いします。よろしいですか。はい。それでは報告事項オについて説明をお願いします。

[公開]

報告事項オ 「県立高等特別支援学校の設置に関する意見のまとめ」について
特別支援教育課長補佐 説明

特別支援教育課長補佐 はい。報告事項オ、県立高等特別支援学校の設置に関する意見のまとめについて、別紙のとおり報告をさせていただきます。すいません、事前にお送りした資料に入っておりませんで、本日追加で資料の方、入れさせていただいています。別紙をご覧いただきたいと思います。平成22年2月9日に教育委員会の方で決定をいたしました、県立高等特別支援学校設置に向けた大枠の方針を受けまして、本年4月から県立特別支援学校設置準備委員会を設置しまして、学校の規模、あるいは設置学科等につきまして保護者の代表、学校関係者等から5回にわたり意見の聴取をしております。第1回から第4回の委員会の概要につきましては、既に委員会等においてご報告をさせていただいておりますが、今回8月25日に第5回の準備委員会が開催されまして、意見がまとめられました。その内容についてご報告をさせていただくものでございます。

もう1枚おはぐりをいただきまして、県立高等特別支援学校の設置に関する意見のまとめ、概要版の方をご覧いただきたいと思います。意見のまとめに至った経緯でありますとか、最終的に、委員会として整理をされた内容についての理由等につきましては、まとめの本編の方に詳細が記載されておりますが、時間の関係もございますので、本日ご説明につきましては、基本的な内容についてさせていただきたいと思います。まず、1番の設置規模につきましては、1学級8名、これは、標準校による定員でございます。これが、5学級、3学年の計120名とするのが妥当であるということでございます。これは、保護者等に対する意向調査を行いまして、それによります入学希望者の状況等も踏まえまして、この120名という定員とするのが妥当だろうということでございます。2番でございます。設置学科及び作業種でございます。まず、設置学科でございますが、産業基礎学科及びサービス基礎学科、いずれも仮称でございます。この2学科とするのが望ましいということでございます。これは、基礎的な学科を設けて、その中に複数の作業種を設けて、コース設定をするのが良いのではないかという意見でそういった整理になったものでございます。

また、募集に当たっては、くくり募集の実施が適切であるということございまして、これは、学科ごとの募集ではなくて、入学後に学科を選択して、体験する期間なんかを設けまして、希望、適性を考慮して、学科選択を行うことが望ましいという考え方からくくり募集の実施が適切であるというふうなことにまとめられたところでございます。続きまして、作業種でございます。設置する作業種は以下の6種が妥当ということございまして、農業系、第1次産業系、ビルメンテナンス、あるいは、清掃・ベトナムメイク等も含まれますが、そういった系統、流通・バックヤード系、食品衛生系、接

客・サービス系、事務パソコン系の6種ということで整理がされております。これは、県内外の就職状況でありますとか、地域の特性、今後の産業構造の見通し等を検討いたしまして、将来的に就職先として見込める職種ということで考慮されたところでございます。

開いていただきまして、右側でございます。寄宿舎でございます。寄宿舎につきましては、35ないし40名の規模を設置することが必要という考え方がまとめられております。また、対象者につきましては、原則として通学が困難な生徒のみとするのが望ましいということでございます。この宿舎の規模でございますが、これにつきましても、保護者等に対する意向調査の結果を踏まえまして、規模設定の方をさせていただいているところでございます。また、対象者を、通学困難な生徒のみということにつきましては、自立通学の力を育てるといった観点から、通学困難な生徒のみとするというような考え方でございました。続きまして、4番の受験資格、選抜基準でございます。受験資格については、次のいずれにも該当するものとするのが適当であるということでございまして、知的障がいがある者、入学前年度に中学校等卒業する見込みの者、保護者・本人とも県内に居住する者ということでございます。また、選抜基準でございますが、以下の2点を基準とすることが適当ということで、卒業後、就労による社会自立を目指す意欲を持っていること、就職に向けた県立特別支援学校での学習の成果が期待できること、こういったところを整理がされているところでございます。

また、選抜検査の内容でございますが、学力検査、適性検査、面接とするのが適当ということでございます。基本的には、現在の県立特別支援学校の、高等部の内容を、特に受験資格につきましては基本としておりますが、実習でありますとか、進路指導そういったものを公開的に実施するといった観点、あるいは卒業後の支援といったことも含めまして、受験資格につきましては、県内居住者とさせていただいているところでございます。また、選抜につきましても、既存の高等部への入学といったものも可能というような形で考えておりますもので、この委員会におきましては、新卒者のみを対象とするのが適当であるというような形でまとめがされているところでございます。

最後にその他でございますが、その他委員会の中で出てきた意見を幾つか主なものをまとめさせていただいたものでございます。教員養成を計画的に行っていくことでありますとか、教育課程、学習のプログラム、そういったものについても、開校までに充実したものを準備することが必要といったものであります。また、学校の設置と並行して、実習や就職に関する団体等への協力連携の働きかけ等を行うことが必要、あるいは、保護者等の期待も非常に大きいということがありますもので、平成25年4月の開校が遅れることがないよう取り組むということが必要であると、こういったご意見もいただいているところでございます。

以下、資料といたしまして、まとめの本編と資料編を参考として付けさせていただいております。以上簡単でございますが、概要のご報告とさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。ご質問等がありましたら、お願いいたします。

委員 この受験資格の中の2点目の入学前年度中学校を卒業する見込みのある者というのは、何か議論がありましたか。

特別支援教育課長補佐 これについては、委員会の中でも議論がありまして、実際に、保護者の方からは、そういった卒業された方でも、受験を希望された場合は、対象とすることも必要ではないだろうかといったことは確かにございました。ただ、限られた定員の中で、選抜が行われていくという部分、そういった卒業された方を対象とすることは、本人さんにとっても、1年無駄に時間を過ごすことになりかねないと、そういった意見も一方であったりもしまして、最終的には、そこにありますような、前年度に中学校等を卒業するもの、卒業した方ということで、委員会としての意見はまとまったということでございます。

委員 たまたま、25年3月の卒業生はいいけど、ちょっと前の卒業でしまったと思われるんでし

ようね。議論があるのは当然、どっちの意見も分かるんですけどね。この25年4月から1年生を入れて順次2年、3年で完成年度と、そういう感じでいくんですね。

特別支援教育課長補佐 そうでございます。やはり、3年間のカリキュラムを通じて。

委員 通じて、ということで1年からいくということですね。

委員長 他には、ございませんか。

委員 4番の受験資格の留意事項の で発達障がいのある児童生徒のニーズというのは、これは、あるものなんですか。

特別支援教育課長補佐 実際、高等特別支援学校の受験資格については、知的障がいのある方というふうにさせていただいておりますが、知的障がいがあり、尚且つ発達障がいがあるといった方も、実際いらっしゃるので、その辺りで、発達障がいのある保護者の方なんかから、実際、どうなのかといったご意見等もかなりいただいているところであります。それで、ただ、あくまでも知的障がいを対象とした特別支援学校ということで、そこは、知的障がいがあることが前提になりますので、発達障がいだけがあるお子さんの場合には、入学対象にはならないといったところを保護者の方に十分理解していただく必要があるということで、このような意見が出たということでございます。

教育長 委員会としての議論もその辺りがポイントになってくるでしょうね。これ、あくまでも委員会の検討案ですので、我々が最終決定する時に、その辺りをどうするのかということが1つの大きな課題ですね。

委員 ちょっとくだいんですけど、先ほどの質問で、ここに限るということは、何らルール違反にはなりませんか。今、高校入る時に、別に過年度生でいいわけですよ。

特別支援教育課長補佐 はい。

委員 ということで、機会平等という意味で大丈夫かな。この年度、過年度生はだめだって言い切れることは大丈夫なんですかね、どうなんでしょうね。

特別支援教育課長補佐 あくまでも、委員会の中の議論ということでご説明をさせていただきましたところでして、最終的に入学資格をどうするかというのを、教育委員会の中でも議論していただかなければいけないというふうには思っております。ただ、あくまでも委員会の議論といたしましては、学校の適正な規模を維持していくという部分、あるいは、先ほど言いましたように、高等特別支援学校のプログラムですね、これを、3年間かけて行うといったところで、1年生から順次やっていく、あるいは、新規の中学校の卒業生を対象とすることが良いんじゃないだろうかといった意見にまとめられたということでございます。

委員 それは、よく分かるんです。ちょっと聞きたかったのは、自分は全然よく分からないんで質問したんですけど、いわゆる法的なルール上はこういう縛りというのはOKなんですかね。ちょっと縛りについて、この問題について。

特別支援教育課長補佐 すみません、それと、ちょっと説明が一部抜けておりました。最初の別紙の方のまとめについて、別紙の2枚目の資料の方に戻っていただきたいんですけども、今後の取り組みでございます。今後、今回出されました、県立高等特別支援学校の設置に関する意見のまとめを参考といたしまして、設置規模、設置学科、作業種、寄宿舎の設置について、教育委員会としての方針を検討しまして、最終決定を行いたいと考えております。また、これと併せて設定コース等に係る予算要求等も行いたいというふうに思っています。以上でございます。

教育長 その辺りのところですね、作業種はこれで良いのかということですね。農業系とか、現在の求人がゼロに近いという状況なので、その辺りをどうするかという課題ですね。

委員 どの程度の知的障がい者の方が多くなるのか。ここに書いてある作業種以前の前提として、今日のコミュニケーションだなんだというのを土台に、どれくらいしていくのかなというのが最後に

出てくるんですよ。

委員 この作業種については、他県の先進的な学校を視察して、いろいろ検討なさって出てきたところですよ、これは。

特別支援教育課長補佐 はい。他県の状況とか、そういったものも、実際通して確認をいたしました。また、委員会の中でも、労働関係の方にも入っていただきまして、現在の就労の状況、あるいは今後の見通し、地域の特性といったところで、こういうかたちが望ましいのではないかというふうな検討をさせていただいております。

委員 私は、だいたい適切ではないかなと思っておりますが、私、変なところに引っ掛かっておりまして、生徒の昼食は給食とするのが望ましいってというのは、給食。寮生については、寮の方に帰って給食をとる、最大40名、3学年になると120名という格好になるんでしょうけれども、通学生については、そこまでは必要ではないように思ったりもしてはるんですが、いずれは自立して社会参加するようになれば、家から弁当を持ってくるなり、あるいは他の方法で食堂的な管理をして、寮生も通学生もそれを利用していく方法もあるかなと思っておりますが、通学生の全て給食、そこまでは必要はないように思ったりするんですけれども、どんなものでしょうかね。

特別支援教育課長補佐 今、ご質問がありました生徒の給食の件でございますけども、資料の本編に、16ページをお開きいただきますと、そこに生徒の給食についての考え方をまとめさせていただいております。まず、高等特別支援学校の場合、全県が通学範囲となりますので、遠距離通学の方が多くなると。そういった場合に、例えば弁当の持参とした場合に、特に夏場等、食中毒の不安といったことも可能性として考えられると。あるいは寄宿舎を設けた場合、寄宿舎の生徒の昼食、これは寄宿舎の中にそういった食事ができる場所を設けることになるかと思うんですが、そういった部分をどうするのかといった観点、そういったところで委員会の中での意見としては、昼食については給食にした方が良くないかというようなことになったということでございます。

委員 先程説明があったんですけど、今後の取り組みっていつのタイムスケジュールとして、最終決定はここでいつ頃決める必要があるんですか。

特別支援教育課長補佐 これから来年度の予算等の要求時期にも入ってまいりますので、今の想定といたしましては、9月から10月、もう少し掛かるかも分かりませんが、9月、10月、11月の頭ぐらいまで、教育委員会として、今申し上げた設置学科等、そういったものについての方向性を固めていきたいというふうに思っております。

委員 10月の委員会ぐらいか、遅くても11月。

特別支援教育課長補佐 はい、11月の委員会。

委員 遅くても11月には一応骨格をきちっと決めないといけない。議論をさんざんされたうえなので、これを基にしていきたい。

教育長 その受験資格で知的障がいがある者となっているんですけども、本文の13ページ、この検討の詳細ののところから3行目でしょうか、知的障がいの判定方法は現行の知的障がい特別支援学校高等部の受験の際の判定方法を基本としながら、さらに検討を深める必要があるということです。知的障がいがある者というのはどういうふうな定義にしていくのかということが、まず一番の根本だと思いますね。

委員長 寄宿舎っていうのはイメージ的に学校と隣接するような格好になるんですか。まだ決定してない。

特別支援教育課長補佐 はい。まだ、鳥取県の場合どうするかということはこれからの検討になりますけども、他県の状況を見ますと、同じ敷地内に隣接するような形で施設が建設されているというケースがほとんどです。

委員 すごい漠然とした質問なんですけど、1年生の時に、7ページによると全作業種を対象にしてということになっているんですけど、逆に、能力の発見ですよ。この子はこういう能力が意外にあるんだというような発見の機会を、例えば、分からないですけど、絵がものすごい上手かったとか、そういう、ここに上がっている以外の、この6種以外の能力を発見するような機会というのは、このプロセスの中には入らないということになるんですかね、1年生の時から。

特別支援教育課長補佐 そうですね。今、委員会の中でまとめられたものとしたしましては、6つの作業種を基本としてやっていくということになっておりまして、それ以外の分野等についての何か特性があるとかということがあった場合、それをどうするかということまで議論がされてないというのが正直なところです。

委員 具体的にどうしたらいいのかっていうのは分からないんですけど、前回の委員会の時でしたか、月収十万円をなんとか、それが現状で全くどう達成したらいいか分からないというような状況だといった時に、何らか他の能力の発見につながるような授業というのが、例えば週に1回でも、ちょっとでも入ってくるっていうのは検討の価値はあるんじゃないかと思うんですが。

教育長 この6つの枠の中に当てはめていって、この中でどれが合うかじゃなくて、それはそれで教育課程としてあるとして、それ以外の場所として本当に持っている能力あるかもしれないんですけど、それが見えないんですね。

委員 じゃ、何をそこでやるかということ、難しいところがあると思うんですけど。だから、昔の大学で一般教養みたいな感じのものがあって、というようなことですかね。

教育長 中にあるだけのもので体験じゃなくって、どこかに出掛けて行って、とても全てを網羅するのはできませんから、出掛けて行くとか。

特別支援教育課長補佐 今、作業種は6種ということで委員会の方でまとめられたということになってはおるんですけども、委員さんの方から、今お話がありましたけども、それ以外の特性をどう伸ばしていくかという話は、教育課程全般の中で、個々の能力とか、そういったものを伸ばしていくということも当然ございますので、そういったご意見を十分参考にして、今後、カリキュラムの策定等の中で対応していきたいというふうに思っています。

教育次長 ちょっと、いいですか。ですから、作業種としては6なんだけれども、やっぱり高等学校ということで、やはり中身的には体育とか音楽とか、そういう芸術系も入ってくるでしょうし。あるいは学校ということであれば、恐らく今度は、これから先ですけども、子どもたちの部活動というふうなかたちで、例えばそういう絵画的な、あるいは音楽的な、そういう活動場面というのも考えられてくるんじゃないかなと思います。

委員 そういうものも入ってくるということなんですか。

教育次長 これからの中で、入ってくる可能性があると思います。

委員 その辺のイメージがよく分からなかったものですから、その6つだけやるのかどうかという。

教育長 これだけじゃないですね、体育とか芸術とかが入りますからね。ただ、そういう通常の高등학교としての全課程じゃなくて、やはりもう少し体験学習を通して、その枠に縛られずに、もっといろんな体験の中で能力を見極めていくという、そういうチャンスを広げられるかどうか。

委員 そうですね。

委員長 他には何かございますか。よろしいですか。続きまして報告事項の力について説明願います。

[公開]

報告事項力 平成22年度末鳥取県立学校教職員人事異動公募制度の実施について

参事監兼高等学校課長 はい。平成22年度末鳥取県立学校教職員人事異動公募制度の実施についてご報告申し上げます。この制度は、目的にもありますけれども、校長が学校教育目標の実現や特色ある学校づくりなどを推進するために必要な人材の確保を支援するとともに、各教職員の意欲の向上を図り能力の発揮を促すため、人事異動の一環として平成18年度から県立高校の方に導入されました。平成20年度末からは特別支援学校にも拡大しておるところでございます。今後どのようにしていくかと言いますと、2番の日程等にありますが、校長の方が公募を希望しますよというふうに教育委員会の方に手を上げてきます。それをまとめたものを公開し、それを見て応募する教員がおりましたら、その当該学校の校長と面接等を受けて、そしてその校長が良い悪いというふうな格好で決めて、県の教育委員会の方に候補者を具申する格好になります。

それで、年度末の人事に反映するという格好で県教育委員会が配置を決定するというような手順になっております。資料2にございますけれども、昨年度はちなみに13校がこの公募制度の方に参加しまして、2人の教員が異動しております。以上でございます。

委員 ありがとうございます。何かございますか。なかなか応募される先生方の数が多くならないんですけども、一般の先生方は、これは認知度としては皆さんは、理解しておられるんですかね。

参事監兼高等学校課長 はい。理解されておると思います。学校でも紹介もしますし、はい。

委員 組織の統治とかの面で難しさがあるのかもしれないんですけど、これ、応募したいと思った人が自分の学校の校長に出さないといけないじゃないですか。これが、内心、応募してみたいんですけど、自分の学校の校長に出すということが何かのハードルになっていることはないでしょうか。県教委が直接受けるっていう、要は、何かうちの学校に不満があるから出すのか、っていうことが印象としてあると、それがもしかしたらハードルになっていてっていうことがあるんじゃないかなと。

参事監兼高等学校課長 その辺り、検討してみます。

教育長 そうですね、そういう視点でも。

委員 直に受けちゃえばね。

教育長 そうですね、教育委員会の中の異動希望も、直接所属には出さないですもんね。ですから、教育委員会でも高等学校課の職員は参事監に出さなくても、直接、総務課長に出しますので、ですから、所属長は自分の職員の誰が希望を出したか分からない。今の論理でいくと、参事監の顔が怖いから、二度と顔を会わせられないというようなことで出さずにいる人がいるかもしれないけども、直接、総務課長に出せるというシステムがあればなるということ。

委員 それは、なくはないと思います。あり得ると思います。

教育長 そうしたメンタル面での心理的な面がこういう募集の数の少なさの1つの要因にはなっていないかという、指摘もあるかもしれないので、それはまた検討ですね。

委員長 よろしいでしょうか。はい。報告事項キについて説明をお願いします。

〔公開〕

報告事項キ 平成21年度問題行動（暴力行為・いじめ）等の状況について
小中学校課課長補佐 説明

小中学校課課長補佐 はい。報告事項キ、平成21年度問題行動、暴力行為、いじめ等の状況についてご報告いたします。資料の方お願いいたします。こちらも毎年度文科省の方が実施している調査でございまして、このたび、本県の状況を報告させていただきます。ちなみに、全国の数値につきまし

ては10月以降に発表の予定でございます。1の集計結果の(1)でございます。暴力行為についてでございますが、こちらの棒グラフの方に書いております21年度の数値、小学校、中学校、高校となっております。21年度のところでございますが、昨年20年度に比べまして、小学校ではプラス10件、中学校ではプラス33件、高校ではプラス2件という形で、特に、中学校の増加が目立っている状況でございます。詳細は別紙の方にあるんですけども、その下のグラフの表に概要をとりまとめておりますけれども、小学校につきましては、特に、器物損壊が、前年度0件が本年度6件というふうに増加が目立つというところでございます。これ、ちょっと確認しましたら、特定の小学校で、同じ小学校なんですけども、1年生の2名が9月までに繰り返し行ったという特殊な事情があるということで、10月以降は落ち着いたというふうに伺っております。

中学校ですけれども、こちらが、特に、ここに書いてあります、黒いポツの2つ目に書いてありますけれども、生徒間暴力が前年度に比べてプラス37件と大幅増ということが大変特徴的なんですけれども、こちらちょっと、教育局の方に確認しましたら、特定の中学校で21件、件数が上がっているということでございまして、これがどうも何故そういうふうに多かったかということを確認してみましたら、担当者が代わられて、毎月、県の方へ月例報告に上がってなかったような軽微なものも、今回、すごく詳細に上げて、この学校だけで沢山上がってきたというようなことがどうも原因のようでして、今後は、調査に上げる中身のものについても統一の認識と言いますか、そういったようなことも必要ではないかというふうに考えております。

別紙3ページ目の方に、別紙資料という形で、具体的な件数を書いております、1の暴力行為のところの(2)のところは暴力行為の区分ということで、対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊という形で対応ごとの学校種別に書いてありますが、こちらにあります通り、生徒間暴力というのが全体の190、全体で197件の内、108件ということで、生徒間暴力というのが全体の54.8%、もっとも多い状況でございます。次に、最初の1ページ目に返っていただきまして、いじめの状況でございます。こちらグラフの方をご覧くださいますと、平成21年度の数値で、小学校で20年度に比べてマイナス8件、中学校でマイナス13件、高校でプラス2件という状況でございます。特に、小学校につきましては、18年度から減少傾向がずっとこう続いておりますが、中学校、高校につきましては、年度によってバラつきがあるというような状況になっております。このグラフ、この棒グラフの下に米印でありますけれども、この国の調査の方法が、平成13年度までは発生件数だったのが、18年度以降は認知件数になって、その時に、いじめの定義自体も見直しがあった関係で18年度からいったんこう数値が上がっておりますけれども、そういう形で数字の見直しが行われております。

こちらの、3ページ目の別紙の資料の方をご覧くださいますと、こちらにあります、下のところに(2)ですね、いじめの対応ということで、もっとも多いのが冷やかしかや、からかい、悪口や文句等というのが最も多い。その次に仲間外れ、集団による無視、それから、軽く叩かれたり、蹴られたりするといったようなことを、この3件、これ複数回答でございますが、特に、対応としては多いということでございます。次に、資料の2ページ目でございます。この結果についての分析ということで報告させていただきますと、最初のところ、ここ数年、やはり先程申し上げましたとおり、中学校における暴力行為が増加傾向にあるということですけども、特に、生徒間暴力についてはコミュニケーションを上手く取れない状況で、すぐかっとなって暴力をふるってしまうというような生徒が増加しているのではないかとというふうに考えております。それから、いじめの件数自体、全体的に減少傾向にあるんですけども、人間関係づくりを重視した学級、学年、学校全体での取り組み等が功を奏しているのではないかとというふうに考えております。次に、3番目ですけれども、こちらの問題行動の防止等に向けた現在の取り組み等を書いております。(1)にありますけれども、学校内での指導といたしま

しては、最初の白丸にありますように、発達障害に関する理解、あるいは特別な支援を要する生徒の関わり方について共通理解を進めているところでございます。

それから、次にありますとおり、スクールカウンセラー、中学校、全校に配置しております。それから、小学校の県内13校に配置している子どもと親の相談員、スクールソーシャルワーカー、こういった教育相談の充実等に努めております。(2)にございますが、家庭や地域、関係機関との連携に関しましては、社会のルール、マナーを守るということで、心と体いきいきキャンペーン、あるいは、高校生のマナーアップさわやか運動など、あるいは関係団体との連携強化というところに努めておりました、こうした取組みを、今後も引き続き粘り強く継続していくことが必要というふう考えております。以上でございます。

委員長 ありがとうございます。ご質問等ございますでしょうか。

委員 定義に関する質問なんですけど、暴力行為といじめの分け方というのは、例えば、いじめでもひどく叩かれたり、蹴られたりというのはいじめに入っているんですね。それは報告される方の判断でそういうことになるんですか。オープンな関係で戦っていれば暴力行為だとか。

小中学校課課長補佐 そうですね、そういった行為も含まれていますので、いじめの方は、一定の人間関係のあるものから心理的・物理的な攻撃を受けたこと等において精神的な苦痛を感じているものというのがいじめの定義ですので、いじめの一定の関係からそういう心理的、物理的な攻撃を受けていじめにカウントされるケースもあるでしょうし、暴力行為として、いじめにもカウントされないけれども、衝動的だとか、突発的なものでカウントされるものというのもあると思います。

教育長 さっきの説明で、中学校で、前年に比べて37件と大幅に増えているんだけど、特定の中学校で21件あって、担当者が代わったので些細なことも報告したという。どのレベルが些細なことになるんですか。

小中学校課課長補佐 すみません、ちょっとその辺りの軽微なもののレベルまでちょっと確認出来ておりませんので、また、後で確認しまして報告させていただきます。

委員長 いじめの対応で、冷やかしか、からかい、悪口や脅し文句というのはかなり小学校・中学校・高校ともに多いんですけど、難しいですね。取る側によってはいじめと取るけども、1回くらい冷やかしてもからかっても何ともないよというのがあったりとか、その辺をどうするんだろうな。

教育次長 その場合、いじめってことになると、一時的なものじゃなくて、ある程度継続してですね。

委員長 継続ですよ。

教育次長 やっぱそれで、本人の方もその苦痛ということを経験して、そして明らかになってきたということですので、一過性の部分とは、ちょっとした。

委員長 すべて、とりあえず継続しているということが前提の対応ということですね。

教育次長 そうです。

委員 いつも聞いて申し訳ないんだけど、学年と性別の特徴ってありますか。特に、中学校、高校の学年と性別、また別の機会にでも教えてください。

小中学校課課長補佐 はい。じゃ、ちょっとその辺り、のちほど報告させていただきます。

委員長 はい。

委員 一般論的によく言われるのは、子どもの時に喧嘩をしていないので、力のセーブの仕方が分からなくて、大人になった時に、ひどい事を起こしてしまうということが言われるわけじゃないですか。そうすると、もちろん暴力はいけないという基準は一方で持ちつつ、でも、ある程度そういう体験も場合によっては、なんていうか、許容するというのもおかしいけれども、状況によっては流すということも必要という判断も一方であるんだろうなと思うんですね。もう、本当に現場の判断になっ

てしまうと思うんですけど。難しいけれども、何でもかんでもすべてNGと言ってしまうことも、またナンセンスになるのかなという、どうなんでしょうね、その辺、議論的には。

委員 そうだと思いますね。保育所でも学校現場でも抑止力というのは結構働きますよね。本当、今、言われるように、一人っ子なんかは、程度にもよりますけどね、衝突して。

委員 そういうためでも、柔道や相撲やそういうものはやった方がいい。

委員 先生方がすごく過敏に反応されるというか、あるのかなというふうに思いますね。

委員 ありますね。

教育次長 すみません。じゃ、現場にいた経験ですけども、やっぱり先生方は過敏に反応します。それで、先程の委員さんのように多少やっぱり揉まれてね、育つもんだというふうな度量の広い親御さんばかりじゃなくて、何故うちの子がというふうな形で。むしろ本人同士を仲直りさせても親の方が許さんとか言って、そういうこともありますので、やはり学校は暴力行為があったら、とにかくやっぱり相手方への謝罪等を含めて、やっぱり当然子ども同士の仲直り、それからお子さんや家庭への理解、それから2度とそういうことがないようにこういう対応をしていますというふうなことを、やっぱり言っていないと、なかなか今は厳しいですね。もう少子化ですから、何人だろうと子どもはかわいいんですけどね、特に親御さんにすると、うちの子どもが叩かれたとか、怪我をさせられたということは物凄く反応されます。

委員 何かね、そういうからっとしたやつは良いんですけど、いじめの対応のところにも書いてあるように、かなり陰湿な部分があるでしょう。そこら辺をきちんとしていかないといけないと思いますね。

委員長 よろしいでしょうか。

委員 やはり、その対応の、なんて言うんですか。マニュアルみたいな、心構えみたいなものが、そんなものはないんですか。暴力行為とかに対する。

教育次長 いじめへのマニュアルは県の教育委員会が作っているものがあります、例えば、こういう発見、こういうところを見る視点とかね、発見する視点とか。ただ、暴力については、マニュアルはなかったと思います。

参事監兼高等学校課長 いじめ対応マニュアル。

教育次長 いじめ対応は作ってますね。

委員長 よろしいでしょうか。では、報告事項のクについて説明をお願いいたします。

〔公開〕

報告事項ク 県立学校における平成23年度使用教科用図書の採択について

参事監兼高等学校課長 説明

参事監兼高等学校課長 すいません。県立高校における平成23年度使用教科用図書の採択について報告いたします。はぐっていただいて、今年度、県立高校、及び県立特別支援学校高等部で採用がこのように決まりましたということでございます。それで、採択の特徴というところにあります。各学校で主な選択の選定理由が、内容が教科、科目の目標に適合しており、程度が生徒等の実態に即し、適当であるということで、生徒の実態に合わせた選定をしたということが一番多いということでございます。最も多い科目としましては工業がたくさんありまして、工業の検定済教科書が、これ64点というのが一番多かったです。それぞれの学校について、ちょっと字が大変細かくなっておりませんが、このように選んであるということを別紙につけております。以上でございます。

委員長 ご意見がありましたら。いかがでしょうか。

委員 ちょっと教えてもらえますか。

委員長 はい。

委員 数学だけをちょっと見させてもらいましたら、例えばですね、

参事監兼高等学校課長 はい。

委員 倉吉東高でもいいですが、何ページですかね、8ページですか。数学ですね、真ん中辺にありますね。同じ数学1年生でも、007と0061見ますと同じ数1ですが、数1なのに実教版と啓林版を使って、改訂版を下の段は使っていますね。これはどんなふうに使分けされるんですかね。

教育長 これは、定時制も入っているんですね。

参事監兼高等学校課長 今、教育長が言われたように定時制がありますので、おそらく実教の方が定時制になるのではないかと。

委員 改訂版の方が普通、全日制の方が使うと。

参事監兼高等学校課長 全日制の方が使っています。

委員 そうですか。そういう学校が米子東もですね、でしたらね。そうなっていますね。鳥東や鳥西には、定時制はないんですね。

参事監兼高等学校課長 ないです。

委員 分かりました。

委員長 よろしいでしょうか。はい。報告事項のケについて説明をお願いいたします。

〔公開〕

報告事項ケ 企画展「海と生きる－海から見た江戸時代のとっとり－」の開催について
博物館長 説明

博物館長 はい。秋の企画展ということで、少し先になりますけれども、10月9日から11月14日まで海と生きる、ということで今回は海をキーワードにした歴史の企画展ということにする予定でございます。江戸時代を中心として、海の視点から、鳥取の全体の歴史像を紹介していこうということでございます。展示構成全体を7つに分けてトータル約200点ぐらいの資料を皆さんにご紹介していこうかなと思っていますけれども、特にピックアップして主だったものをご紹介いたしますと、この、1の(1)で、伯耆国河村郡東郷庄之図模写ということがゴシックで書いておりますけれども、これはお手元のチラシの方の裏側の2番ですね。ちょっとこれチラシの写しですのでなかなかちょっとはっきり見えませんが、よくこれは多分ご覧になったであろうと思います。さっきの教科書の話ではありませんけれども、日本史の高校生の歴史の教科書、よくこの写真が載っています。要は、東郷池の所で昔の荘園制度とそれから鎌倉幕府の守護、地頭、そういったところの権力争いの中で真っ二つにこう、土地を割ってそれを支配関係を明確に分けたっていうような、そういう資料でございますけれども、そういったもの。あるいは2番の鹿野城の亀井茲矩の朱印船貿易ということを書いてございますけれども、江戸時代末期に、山陰の一大名と言いますか、その人間が南蛮貿易をやっていたということで、なかなか素晴らしい実業家でもあったこの亀井茲矩の朱印船の関係資料を展示していこうかなと思っています。

これ、例えば、チラシの裏の6番に写真を載せてございますけれども、これが亀井茲矩の書状ということで、タイ、パタニって書いてありますけれども、今でいうタイの国に貿易をしましようということでお手紙を出したそのものでございます。何で、この出した手紙がここに資料として残るのかっていうところがちょっとよくわからないんですけども、こういったものも展示したいと思っていますし、それから、特に異国との出会い、(5)に書いてございますけれども、現在でいうところの湯梨浜町です

けれども、そこ出身の長瀬村利七っていう人が、江戸時代ペリーの来航の直前くらいですかね、生きていた。それで、その人が江戸から大阪に船で帰る途中、台風に遭って、漂流しておるところをアメリカの船に助けられて、アメリカ本土に渡って1年間ほど生活して、それで、日本に、鳥取に帰ってくるという人なんですけれども、そういった異国の見聞をしたことを鳥取に伝えたと、そういった人間が鳥取にいたんだよ、湯梨浜にいたんだよっていうようなことも皆さんにご紹介していこうかなと思っております。

関連事業としては講演会等もやりますし、併せては事前PRということで、学芸員が東中西に、3回に分けて、倉吉、米子、それから東部鳥取ということで事前にこういった講演会をやっていこうかと思っております。以上です。

委員長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。はい。報告事項のコについてお願いいたします。

〔公開〕

報告事項コ 平成22年度全国高等学校総合体育大会について
スポーツ健康教育課長 説明

スポーツ健康教育課長 はい。報告事項コは、平成22年度全国高等学校総合体育大会の入賞者等について報告させていただきます。表紙の裏を見ていただきますと、そこに入賞者一覧を載せております。先程、教育長のお話もありましたように、7月28日から8月2日にかけて、今年度は沖縄県で全国高校総体、そして、定時制通信制大会は東京都、神奈川県で行われました。30競技に渡りまして、監督、引率者を含めて629名が参加し、教育長は総合開会式でも子どもたちと一緒に行進をしていただいております。入賞者でございますけれども、個人の方では、先程、教育長表彰にもありましたボートのシングルスカル、米子工業の池口君2位、相撲の鳥取城北高校の木崎君3位、弓道の鳥取東高の沢山君3位というような上位入賞者がございます。以下のような入賞者が個人ではございました。

団体では、相撲の方の城北高校、団体で優勝ということで、城北高校はいろんな大会で優勝しておりますけれども、インターハイの優勝は初めてだったということでございます。その他にも、ボート、水球、サッカー等で良い成績を収めてくれています。定時制通信制のバレーボールも緑風高校がベスト8まで残って5位ということで良い成績を収めてくれています。本年度は、昨年よりは成績、入賞者も多かったわけでございます。よく頑張ってくれたなという具合に思っています。以上でございます。

委員長 ありがとうございます。よろしいですね、はい。では、報告事項のサについて説明をお願いいたします。

〔公開〕

報告事項サ 平成22年度全国中学校体育大会について
スポーツ健康教育課長 説明

スポーツ健康教育課長 はい。報告事項サでございますけれども、今度は平成22年度の全国中学校体育大会につきまして、入賞者等についてご報告させていただきます。裏の方に入賞者一覧をつけております。全国中学校体育大会につきましては、8月17日から8月25日にかけて、中国ブロック全県で分散開催をしておりますが、鳥取県ではご承知のように、陸上と相撲が鳥取市で開催さ

れております。本県は10競技に128名が参加しておりまして、教育長は陸上、相撲両方の開会式にご参加いただきました。水泳競技の高飛び込みで、弓ヶ浜中学校の宇田選手が2位と7位に入賞しておりますし、陸上競技では110mハードルで鴨川中学校の渡辺君が7位に入賞しております。ソフトテニスでは江府中学校の坪倉、加藤ペアが個人でベスト8、5位に入賞しております。団体では、相撲競技、鳥取西中がベスト8、5位に入賞するというところで活躍しております。入賞者数でございますけれども、本年度は個人がたくさん入賞しておりますが、団体がちょっと減っております。例年、ソフトテニスの女子でありますとか、あるいは新体操でありますとかというところが入賞していますが、今回は逃しております。以上でございます。

委員長 はい。よろしいでしょうか。

委員 鳥取西中学と鳥取城北がほぼ同エリアで相撲が強いついていうのは、それは何か理由があるんですか。

スポーツ健康教育課長 鳥取城北高校の方が指導者も結構充実しておりまして、施設も校内に土俵が3つくらいあるというような状況で、充実したものですので県外からの選手も来ております。中学校にも、従って、県外から中学校に入学してくるという子どもたちもいますので、そういう繋がりでも指導者も、城北もきちっとしていますので、繋がりで強くなっているというのが大きいと思います。

委員 ちょっと変な質問になるかもしれませんが、すいません。今、鳥取県でもスポーツ健康教育課というものが立ち上げられて、競技力の向上と国体で最下位脱出というようなことで日々取り組みいただいております。人数、生徒数の少ない状況の中で入賞者はこれくらい出ているんですが、入賞者が多数出ている県と鳥取県の状況を照らし合わせてみて、何が鳥取県に欠けててっていう、その辺をちょっと、もう調べておられるのかもしれませんが、今後必要な鳥取県の取組みで、何があるのかというようなこと、ちょっと教えてもらえればと思います。

スポーツ健康教育課長 おっしゃるとおりでございます。例えば、教育長がこの前、視察しておられます福井県とか、佐賀県とか、そんなに大きくも、人口も多いとか面積が広いとかということはないんですけども、絶えず良い成績を収めているという県もございます。やはり、ジュニア期、小学校、課題になっておりますけれども、小学校から、いかに少ない子どもたちをうまく育てていくかという、そういう体制というのがまだまだ不十分ではないかなという具合に思っているところです。そういったところもやはり、他の県はどういったかたちでやっているのかという辺りも勉強しておかなければいけないかなという具合には思っておるところですので、その辺りでありますとか、あるいは指導者の問題、鳥取県もわかとり国体の時に非常に活躍した選手が指導者となって今まで支えてきてくれていますけれども、わかとり国体から年が経って今や皆さん管理職とか、一線を離れていくような時代になってきておりますので、指導者がどう働いていくかということも課題なのかなという気がいたします。そこら辺り、総合的に勉強しながら取組みを進めていきたいというふうな県体協とも話をしているところです。

委員長 はい。よろしいでしょうか。そうしますと、報告事項セについて説明をお願いします。

〔公開〕

報告事項シ 第65回国民体育大会中国ブロック大会の結果について
スポーツ健康教育課長 説明

スポーツ健康教育課長 はい。続きまして、報告事項シ、国民体育大会のブロック大会でございます。はぐっていただきまして、1ページから各種目の結果について載せております。このブロック大会は鳥取県で本年度は当番県として、鳥取県を中心に開催をいたしました。5月から始まって8月末

までという形でやらせていただいております。特にブロック突破をした競技を中心に報告させていただきますが、まず水泳のところの、1の水泳のところを書いてありますように、水泳の下に1と実数で書いておまして、(0)と書いておるのは、1というのが本年度ブロック突破した数、種目数でございまして、括弧書きは昨年の実績でございますので、そういう見方をしていただければという具合に思っています。

従いまして、水泳は少年男子の水球で突破したという具合に見ていただければ結構でございます。サッカーにつきましては、成年男子がこれも突破してくれました、非常に大きな力になると思います。3番目のテニスにつきましても久しぶりに成年男子と成年女子がそろってトップということで、ありがたいことだという具合に思っております。4番目のボートでございますけれども、少年女子が3つの種目すべて突破する他に、合計しますと7種目で、ボートが突破してくれました。それから8番目、体操でございますけれども、少年男子の体操競技、それから少年女子の新体操ということで、2種目で突破しています。

はぐっていただきますと2ページの方でございますけれども、16番の馬術につきましては、9種目でトータル参加するという形になりました。それから20番目でございますけれども、バドミントンにつきましても、これも成年女子、少年女子、女子の方が共に一次突破してくれています。それから21番、弓道が残念ながら今年度は4種別とも突破出来なくて、昨年は国体に行ってくれたんですけども、ここは残念だなというふうに思っています。22番ライフル射撃につきましても成年男子、少年男子、少年女子でそれぞれ4種目で突破してくれています。

3ページでございますけれども、25番でございます。山岳につきましては少年女子が突破してくれています。昨年は、少年男子も合わせて突破してくれましたけれども、少年男子は残念ながら今年度は突破できませんでした。少年女子だけで頑張ってもらいたいと思っています。26番でございますけれども、カヌーにつきましては成年男子のカナディアンシングル、あるいは成年女子のスラロームのカヤックシングルといったものをはじめとしまして、5種目で突破しています。27番のアーチェリーにつきましては成年女子の団体で、空手道につきましては成年女子の形、少年女子の形で2人が突破しています。それから、30番クレ射撃につきましては、成年のスキートというので1位で突破しています。それから32番のボーリングにつきましては少年女子で突破したということで、合計しますと39種目種別で突破したということで、この国体に出場します。昨年はちなみに34ですので、5種別種目で突破者が多くなったということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、弓道でありますとか、教育長のお話にもありました軟式野球、そういったところ、あるいは山岳の少年男子といったところが、残念ながら突破できませんでしたけれども、その代わりに、水球でありますとか、サッカー成年男子、あるいはテニス等団体種目でも突破しておりますので、ぜひこの国体では力を出していただきながら、何とか最下位を脱出したいという具合に思っておるところでございます。

委員長 ありがとうございます。

教育長 最下位脱出、見通しはどうか。

スポーツ健康教育課長 非常に厳しいところでございます。

委員長 頑張ってくださいませう。よろしいですか。いいですか。はい。では、報告事項のすについてお願いします。

〔公開〕

報告事項ス 第65回国民体育大会(本大会)の概要及び鳥取県選手団の結団式(激励会)の実施について

スポーツ健康教育課長 説明

スポーツ健康教育課長 続きまして、国民体育の鳥取県選手団の結団式激励会について報告をさせていただきます。裏をご覧いただきたいと思いますが、国民体育大会、本年度は、千葉県で行われます。9月25日から10月5日の11日間でございます。会期前の実施競技といたしまして、もう、今週9月8日から17日の間、水泳競技が始まりますので、それが会期前の実施競技となっております。鳥取県の選手団の結団式激励会につきましては、会期前の競技がございますので、水泳につきましては、先程、教育長の方も言われましたように、8月31日に県民体育館で、競泳、飛び込み、水球に参加する32名に集まっていたいただきまして、激励会が行われました。教育長に激励をいただきました。それで、9月7日本日でございますけれども、今度は、9月25日から始まります、本国体の方の結団式が鳥取県民体育館で、陸上競技他275名の選手が集まって結団式を行います。これは、知事の方に激励をしていただくようになってきているところでございます。参考までに、大会日程と会場地を載せておりますのでご覧いただきたいと思っております。以上でございます。

委員長 よろしいでしょうか。では次の報告事項のセと、それから協議事項1については人事に関する案件ですので、これらの事項については非公開としたいと思っておりますが、いかがでしょうか。はい。それでは、そのように取り扱うことに決定します。これより、非公開といたします。

〔非公開〕

報告事項セ 県立高等学校教職員の不祥事について

協議事項1 平成22年度鳥取県教育委員会表彰について

4 その他

教育総務課長 それでは、先程の委員からの修正。失礼します。

委員長 はい、どうぞ。

教育総務課教育企画室長 51ページの部分だけをちょっと出させてもらいました。それで、この、最初の自己評価の部分は、この自己評価は各課でもらって、それを基に関係者評価等をもっていきますので、ちょっとここを変えるというわけにはいかないと思ひまして、それで、下の方に追加でご意見という形で、先ほどの委員の意見をここに掲げさせてもらっております。来年度に向けての話ということもございまして、ここで修正させていただいて再提出という形で、よろしく願ひいたします。

委員長 よろしいですか。はい。よろしいですね。はい。以上で、議事は終了しましたが各委員さんから何かございますでしょうか。

それでは、本日の定例教育委員会は、これで閉会いたします。次回は、10月29日金曜日の午前10時からの開会としたいと思ひますが、いかがでしょうか。

委員長 いいですか。はい。では、以上で本日の日程は終了いたします。

(12:00閉会)